

# 8

## 埼玉県志木市 志木市立志木小学校

### 地域コミュニティに支えられた学社融合施設

- ・資料が豊富な公共図書館を学校の教育活動でも利用
- ・ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策
- ・施設の相互利用により、児童と地域の学習活動の幅を拡大

- 学校規模／22学級 677名  
(特別支援学級 2学級7名)
- 複合施設(床面積)／小学校(10,489㎡)  
公民館(1,704㎡)  
図書館(1,034㎡)
- 整備時期／平成15年
- 構造／SRC造地下2階地上4階

### 施設整備に要した期間(構想・計画等から工事まで)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
構想・計画等	→		平成9年5月志木小学校・社会教育施設等複合化プロジェクトチーム設置(市内関係課所長参加、全15回実施) 平成11年1月志木小学校・公民館・図書館複合施設検討委員会設置(市民検討委員会、全体会2回、部会10回実施) 平成11年3月基本構想決定			
設計			→		→	
工事			→		→	



普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ2階テラスとブリッジ

### 現地調査

### 施設整備の背景

- ・志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。
- ・地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
- ・既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強を残すこととした。

### 管理・運営の体制

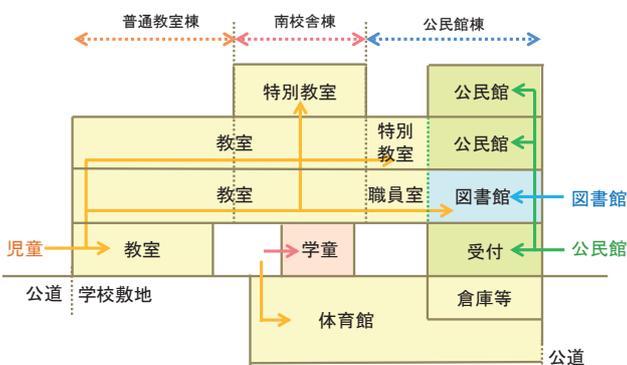
施設	利用時間(平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
小学校	←→				教育委員会	教育委員会
公民館	←→				教育委員会	教育委員会
図書館	←→				教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ		←→			市長部局	市長部局

※月曜日は公民館・図書館が共に休館日のため、小学校が事実上貸切のように使用することができる。

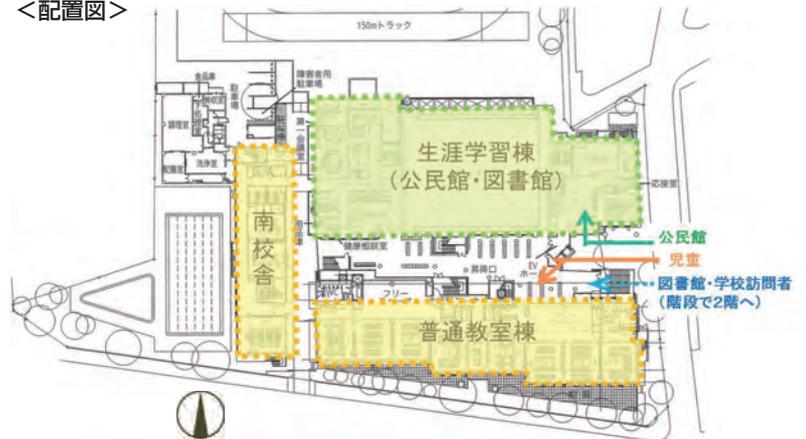
### 施設の配置・動線

- ・学校と図書館・公民館で棟や入口は違うものの、明確な区分はほとんどなく、図書館などは児童と地域が同じ時間に利用している。

#### <立面図>



#### <配置図>



凡例 □ → 小学校 □ → 学童 □ → 図書館 □ → 公民館

## 平面計画上の特徴



現地調査

## 相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

### <図書館の活用>

- ・ 小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能(本の貸出しだけでなく、1日約3クラスが授業でも利用。)
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

### <公民館や利用者の活用>

- ・ 音楽室やPCルーム、ホール等は共有で使用
- ・ 小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援

- ➡ **公共施設の有効活用により、児童と地域の人々の学習機会も向上**
- ・ 日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、自然と社会性が身に付く



児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い



校内のチャレンジコーナーには、専門職員が厳選した図書が並び

## 施設関係者のコメント

- ・ 創立140年の志木小学校は、昔から地域の人々に親しまれ、地域コミュニティに守られてきた小学校である。
- ・ 図書館や公民館の利用者もある程度は顔見知りである。
- ・ 児童が日常的に図書館や公民館を安心して利用できるのは、このような強い地域コミュニティが基盤にあるためである。

## 防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人の目で児童を守るという方針で運営

### <背景>

- ・ 地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である(防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い、理解を得ている)
- ・ 教職員だけでなく複数の施設の職員と一緒に児童を見ている
- ・ ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい

### <その他防犯対策>

学校の安全主任は図書館と公民館の担当者と適宜打合せを実施、施設の管理運営委員会において危機管理マニュアルを作成、常駐警備員の配置、3施設合同の避難訓練・防犯訓練(年に3回)、防犯監視カメラの設置(20台)、利用者は入館証を着用全職員・教職員がPHSを携帯

- ➡ **ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、児童の活動範囲を広げることができている**



見通しのよいガラス張りの校舎



小学校のテラスと図書館の入口が近接する2階には警備員が常駐



公民館の入口にある受付で利用者を確認



地下の体育館の様子も、公民館から見る事ができる

# 埼玉県吉川市 みなみ 吉川市立美南小学校

## 新しい住宅地に求められる学校施設を含めた公共施設の整備

- ・地域のニーズに応じた複数の公共施設と一体的に整備
- ・地域利用の施設を1階に集約し、施設管理の負担を軽減

- 学校規模 / 17学級 527名  
(特別支援学級 / 2学級 5名)
- 複合施設(床面積) / 小学校 (8,134㎡)  
公民館 (299㎡)  
高齢者ふれあい広場 (182㎡)  
子育て支援センター (105㎡)  
学童保育室 (358㎡)
- 整備時期 / 平成24年
- 構造 / RC造地上3階建て



学校の特別教室と公民館の間に設けられた  
学校と地域が共有する中庭

### 施設整備に要した期間 (構想・計画等から工事まで)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
構想・計画等		→				
設計		→		→	→	
工事				→		

### 施設整備の背景

美南小学校が立地する美南地区は新興住宅地であり、人口が急増している学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

### 管理・運営の体制

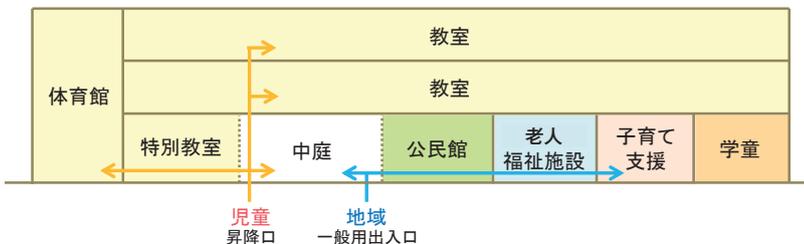
施設	利用時間 (平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
小学校	←→				教育委員会	教育委員会
公民館	←→				教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	←→				市長部局	社会福祉協議会
子育て支援センター	←→				市長部局	NPO 法人
学童保育		←→			市長部局	市長部局

### 施設の配置・動線

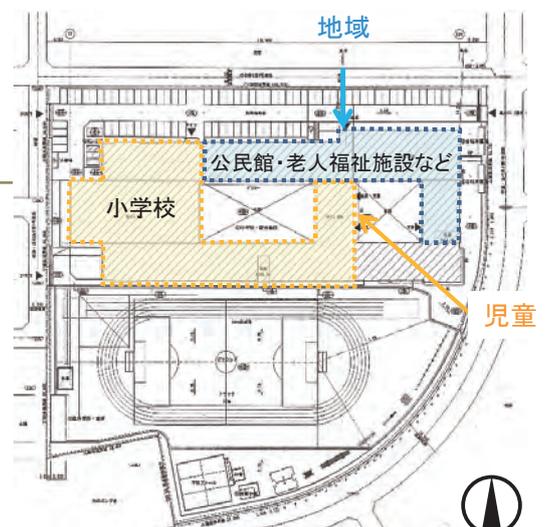
地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をしやすくしている。

1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。

#### <立面図>



#### <配置図>



- 凡例
- 黄色箱 → 小学校
  - オレンジ箱 → 学童
  - 緑色箱 → 公民館
  - 青い箱 → 地域
  - 水色箱 → 老人福祉施設
  - 桃色箱 → 子育て支援センター



# 千葉県市川市 市川市立第七中学校

## 多世代が交流できる拠点

- ・多世代の交流の実現に向けた地域の拠点として整備
- ・PFI手法により、効率的かつ効果的に学校施設を含めた公共施設の整備と維持管理

- 中学校規模 / 21 学級 820 名  
(特別支援学級 / 4 学級 23 名)
- 複合施設(床面積) / 中学校(7,486㎡うち給食室474㎡)  
文化ホール (3,077㎡)  
保育所 (611㎡)  
ケアハウス (2,468㎡)  
老人デイサービスセンター(393㎡)
- 整備時期 / 平成 16 年
- 構造 / RC 造地上 5 階地下 1 階



保育所・老人福祉施設利用者の交流が行われている屋上庭園

### 施設整備に要した期間 (構想・計画等から工事まで)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
構想・計画等	→					
設計	平成11年11月中建設検討委員会設置 平成14年4月～3月PFI事業者選定契約		平成15年1月～8月設計		平成15年9月～平成16年8月建設工事	
工事					→	

### 施設整備の背景

- ・中学校校舎(一部)の老朽化対策として、校舎を改築(平成15年)
- ・校舎改築の計画に当たり、地域の要望があった公共施設及び需要のある保育園・老人福祉施設との複合化を実施
- ・工事の契約に際し、PFI手法を導入することで、財政負担の軽減・平準化を図った。

### 管理・運営の体制

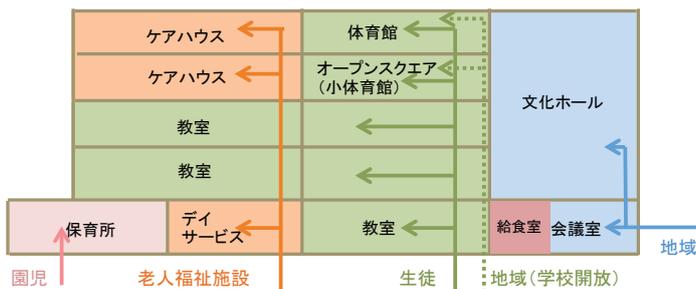
施設	利用時間(平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
中学校	←→				教育委員会	SPC
文化ホール	←→				市長部局	指定管理者
保育所	←→				市長部局	SPC
ケアハウス	←→				市長部局	SPC
老人デイサービスセンター	←→				市長部局	SPC

- ・中学校、老人福祉施設、保育所の施設の管理は、SPC(特別目的会社)が実施
- ・文化ホールの施設の管理は、指定管理者が実施
- ・運営の管理は、それぞれの施設長が実施

### 施設の配置・動線

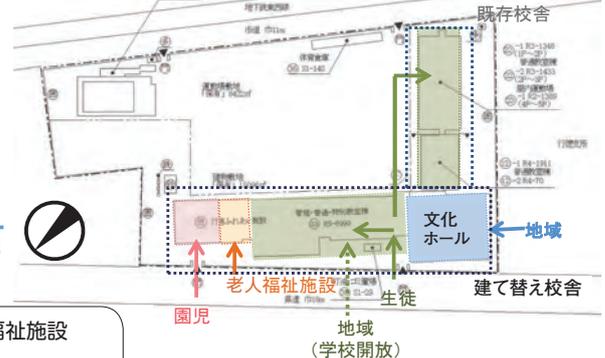
- ・各施設の動線を明確に区分
- ・学校教育の活動時間外の学校開放に当たっては、専用玄関を設置し、動線を明確に区分

#### <立面図>



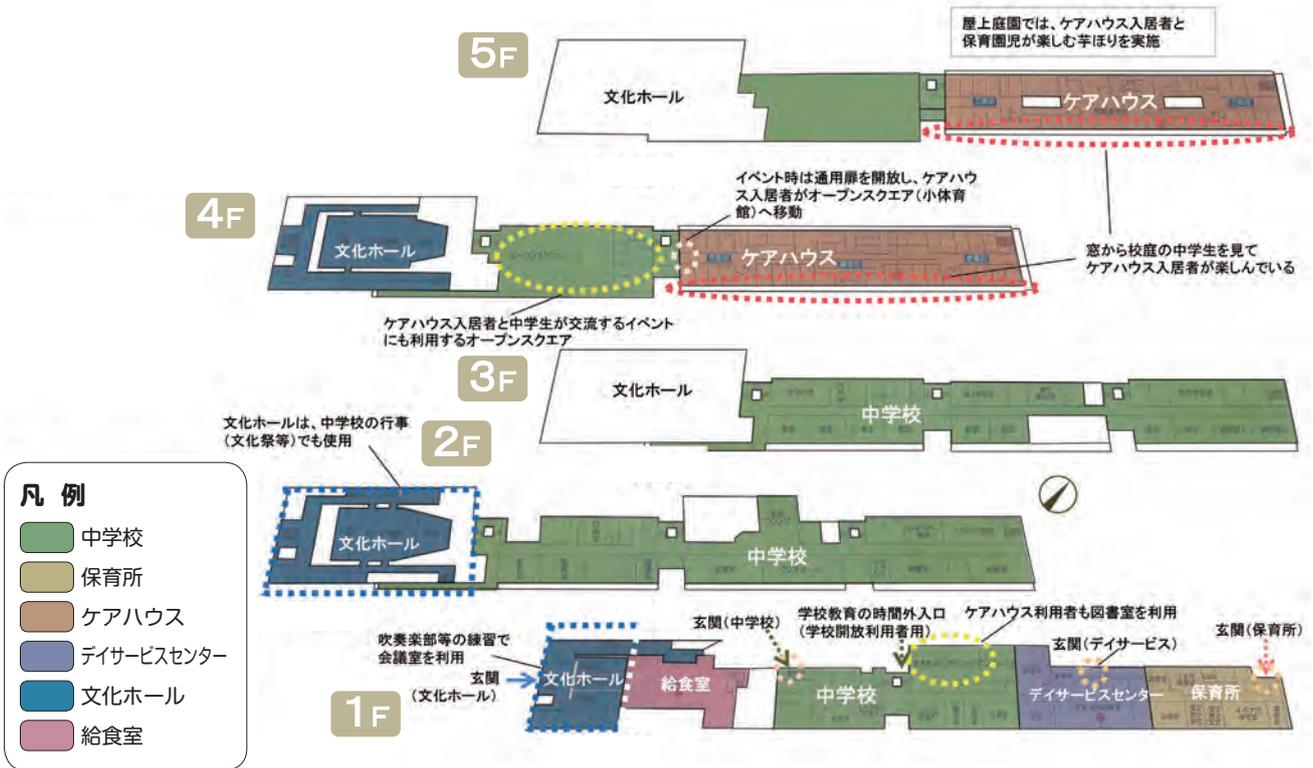
- 凡例
- 緑色 → 中学校
  - 赤色 → 保育所
  - 茶色 → 老人福祉施設
  - 青色 → 文化ホール
  - 茶色 → 給食室

#### <配置図>



## 平面計画上の特徴

- ・防犯や管理の観点から、各施設は独立した玄関を設置
- ・イベント、緊急時における通用扉利用による利便性の向上



現地調査

## 相互利用・交流活動

- ・園児と高齢者は、週一回合同で体操を実施
- ・屋上庭園では保育園児と高齢者の交流イベント(芋掘り)を、小体育館では中学生と高齢者の交流イベント(敬老会等)を実施
- ・ケアハウス入居者は、学校図書室を利用することも可能
- 施設の一体化による近接性を有効に活用
- ・文化祭、吹奏楽部発表会等で文化ホールを利用
- 学校教育にも公共施設を有効に活用
- ・避難訓練では、中学生が高齢者の避難を介助
- ・保育所では、中学生の保育実習も実施
- ・施設間の連携による防災力の向上



図書室は老人福祉施設入居者も利用

## 防犯・防災対策

- ・各施設を明確に区分(玄関を施設ごとに設置)
- ・施設間の連絡扉は防災訓練等における使用
- 動線の分離により、防犯性を高める
- ・緊急時には柔軟に連絡扉を開閉



施設内の連絡扉



デイサービスセンター(左)、保育所(右)のエントランス(完全に独立)

## PFIの活用

- ・総事業費の低減
- ・財政支出の平準化
- ・民間ノウハウの活用
- ・契約事務手が煩雑な部分があった

## 地域の拠点

- ・市役所支所、公立図書館、公民館が隣接しており、地域の文化施設が集約された、地域の拠点を形成している
- 地域住民の利便性の向上
- ・学習や文化への関心・活動機会の向上



設備の整った文化ホールではコンサート・舞台等様々な催しを開催



隣接する市役所支所(左)・図書館(右)

## 委員の意見より

- ・年齢に開きのある保育園児と中学生の連携による教育効果大きい。
- ・各施設間の良好な関係性が、相互の施設利用において有用なものとなっている。
- ・避難訓練を高年齢福祉施設、保育所、中学校が連携し行うことは、非常時対応だけでなく、世代交流としても良い。

# 京都府宇治市おぐら 宇治市立小倉小学校

## 余裕教室を老人福祉施設へ転用

- ・老人福祉施設としての機能を備えた施設に改修
- ・動線や施設区分を明確に分けることで、管理負担を軽減

- 学校規模 / 24 学級 731 名  
(特別支援学級 / 2 学級 5 名)
- 複合施設(床面積) / 小学校 (5,840㎡)  
老人福祉施設 (1,024㎡)
- 整備時期 / 既存校舎: 昭和 54 年  
平成 7 年(老人福祉施設部分を改修)
- 構造 / RC 造地上 3 階

### 施設整備に要した期間(構想・計画等から工事まで)

	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
構想・計画等	→			平成6年4月~9月設計
設計	平成3年9月~平成4年11月空き教室検討委員会 平成5年11月地方分権特別制度の許可			→
工事			平成6年12月~平成7年3月改修工事	⇨



既存校舎を改修し老人福祉施設に転用

### 施設整備の背景

- ・宇治市では平成 6 年に宇治市老人保健福祉計画を策定し、平成 11 年度までに、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の整備計画を策定していた。
- ・当時、小倉小学校には、12 教室以上の余裕教室があったことから、これを老人デイサービスセンターに転用する計画とした。
- ・平成 5 年度に制度化された地方分権特別制度により、余裕教室の老人デイサービスセンターへの転用が特例措置の対象となったことが背景にある。

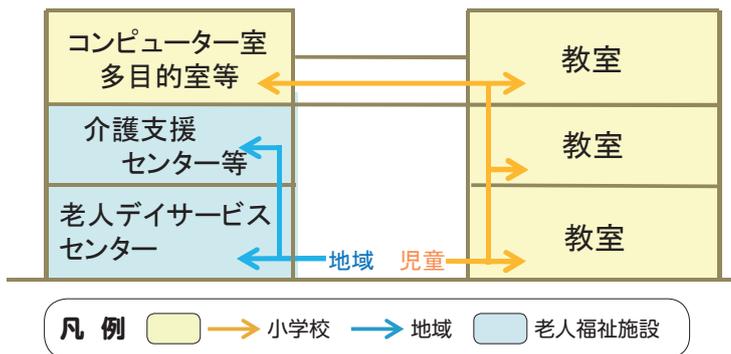
### 管理・運営の体制

施設	利用時間(平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
小学校	←→				教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	←→				市長部局	社会福祉法人

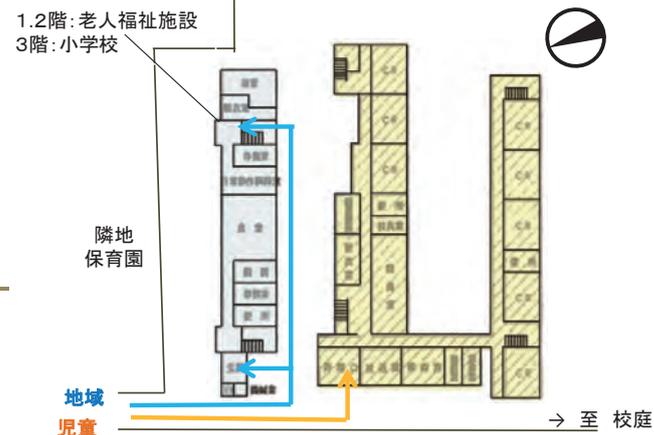
### 施設の配置・動線

- ・校舎は 3 つの棟があり、一番北側の校舎の 1・2 階部分を老人福祉施設に、3 階部分を小学校のコンピューター室、多目的室等として改修。
- ・3 階には、児童が外部や老人福祉施設を通らずに移動できる連絡通路を設置。
- ・両施設を区分して管理するために、通常時には学校と老人福祉施設をつなぐ階段は使用しておらず、非常時のみの使用としている。

#### <立面図>

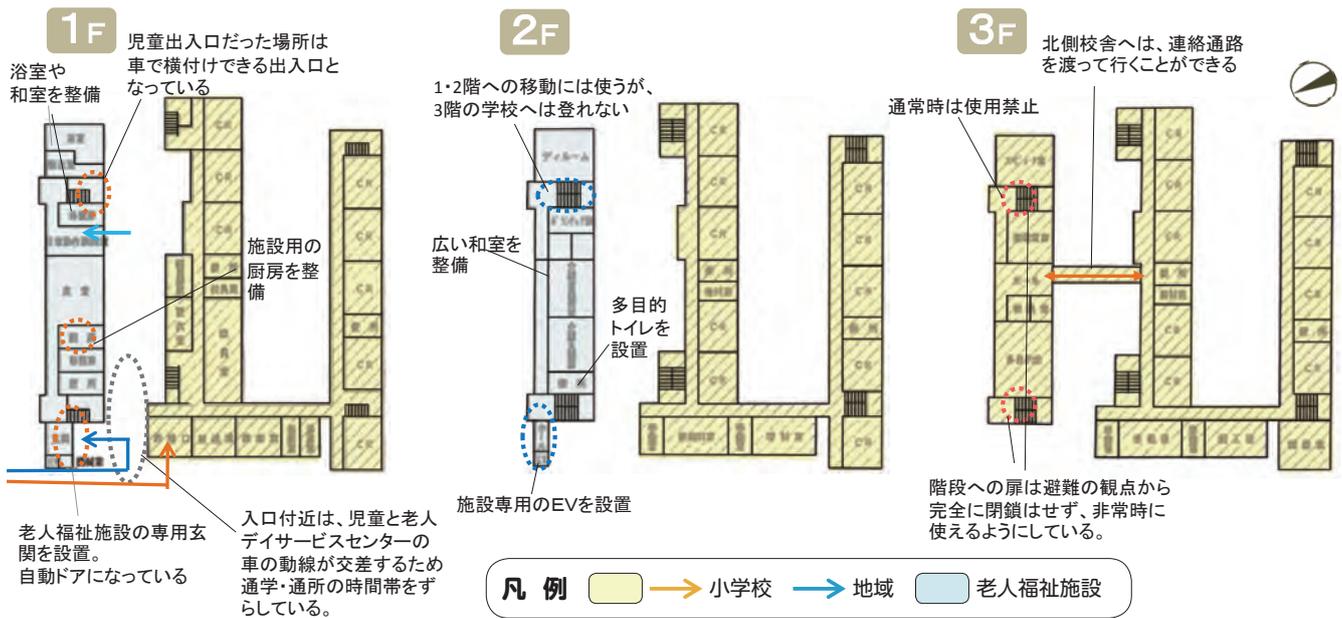


#### <配置図>



## 平面計画上の特徴

- ・施設内において、小学校と老人福祉施設の区画や動線は分けているが、避難経路の関係から、壁の設置や扉の施錠等といった完全な分離はしていない。
- ・校門付近では、児童と老人デイサービスセンターの車両の動線が重なる部分があるため、老人デイサービスセンターの利用時間を学校の通学時間とずらすなどの対策をとっている。



## 既存施設の改修

- ・元々は学校施設であった施設を老人福祉施設へ転用するに当たり、バリアフリーの観点から、出入口段差の解消や、多目的トイレ、エレベーター、自動ドア、手摺等の設置を行った。
- ・高齢者が快適に過ごせるように、障子や襖を設置したり、仕上げ材に木材を使用することで温かい雰囲気になっている。
- ・抵抗力の低い高齢者が体調を崩さないように、床暖房を設置したり、熱を逃がさないようアコーディオンカーテンを適宜設置したりするなど工夫をしている。



畳や障子などを設置し、高齢者が落ち着ける空間としている。



暖房効果を高めるための工夫

→施設の用途や利用者の違いを考慮した改修の工夫が見られる。

## 複合施設とした効果

- ・当初は社会福祉施設の充実と財政負担の軽減を目的に整備。
- ・新たに用地を購入し、同様の社会福祉施設を整備する場合と比較して、5億円以上経費を削減。
- ・休み時間に、生徒と高齢者が折り紙等を一緒に楽しんだり、生徒の歌や演奏を高齢者に披露したりするなど、授業の一環として施設間の交流を積極的に実施しているほか、日常的に身近で生活することにより自然発生的な世代間交流も生まれている。

## 委員の意見より

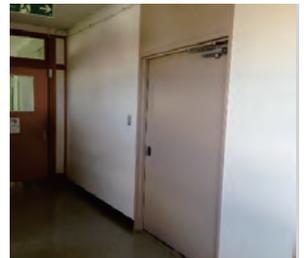
- ・大がかりな整備をせずに余裕教室を有効に活用した事例。今後、児童生徒数の減少に伴う余裕教室の有効活用が一層求められる中、このような老人福祉施設の整備は増えていくのではないかと。
- ・小学校と老人デイサービスセンター等との間での交流については、当初から意図されていたわけではなかったが、自然発生的に交流が生まれてきたとの話であった。複合化によって各施設の利用者が日常的に一緒にいることが、相互により良い効果を生むことが確認できた。

## 施設の管理区分のための整備

- ・防犯や管理区分の明確化を図るための施設の整備や対策も実施。
- ・老人福祉施設専用の玄関を設置し、既存階段も高齢者専用とした。
- ・転用施設の3階に扉を設置し、学校施設と老人福祉施設を分離
- ・児童が老人福祉施設を通らずに転用施設3階の部屋へアクセスできるように、渡り廊下を設置



二つの棟の3階部分を繋ぐ渡り廊下



階段前に扉を設置し施設を分離

## 防犯対策・事故対策

- ・各校門に防犯カメラを設置しているほか、人や車の出入りが多いことから、8時から16時までは地域ボランティアが校内の巡回警備や誘導等を実施。
- ・児童と老人デイサービスセンターの車が接触しないように、デイサービスの通所時間を学校の通学時間とずらしている。
- ・避難訓練は年に3回実施し、うち1回は学校と高齢者福祉施設と合同で実施。なお、学校の各教室には緊急時のために電話と通報ボタンを設置。

# 十日町市立十日町小学校 十日町市立ふれあいの丘支援学校

## 共生教育を理念とした複合施設

- ・ 小学校・特別支援学校・発達支援センターを一体化して整備  
一つの学舎で、相互に高め合い、支え合う共生社会を目指す
- ・ 学校と家庭・地域との連続性・継続性のある教育支援

- 学校規模（小学校）／12学級 291名  
（特別支援学級／2学級 7名）  
特別支援学校／9学級 29名
- 複合施設（床面積）／小学校（4,393㎡）  
特別支援学校（1,645㎡）  
発達支援センター（402㎡）  
学童保育（77㎡）
- 整備時期／平成24年
- 構造／RC造地上2階建て



学校と特別支援学校の児童が自然と交流するふれあい広場

## 施設整備に要した期間（構想・計画等から工事まで）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
構想・計画等			平成20年10月～平成22年7月新校舎実現委員会 平成22年7月～平成22年11月校舎改築検討委員会			
設計		平成22年7月～平成23年3月設計			平成25年7月～11月 屋外環境整備グラウンド造成工事	
工事		平成23年7月～平成24年12月建設工事				

## 施設整備の背景

- ・ 十日町市は障がい者との共生社会を目指す福祉のまちとして、日常的な共生教育環境を整備することが市民からも求められていた。
- ・ 老朽化による十日町小学校の改築に伴い、同小学校内に設置されていた県立特別支援学校分校を市立に移管するとともに、発達支援センター、学童保育との複合施設とした。

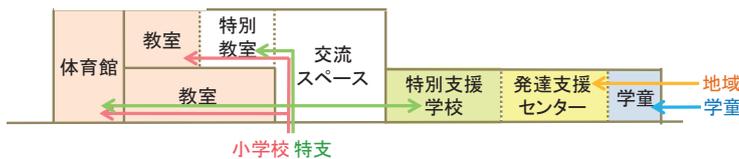
## 管理・運営の体制

施設	利用時間（平日）				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
小学校	←→				教育委員会	教育委員会
特別支援学校	←→				教育委員会	教育委員会
発達支援センター	←→				市長部局	市長部局
学童保育		←→			市長部局	市長部局

## 施設の配置・動線

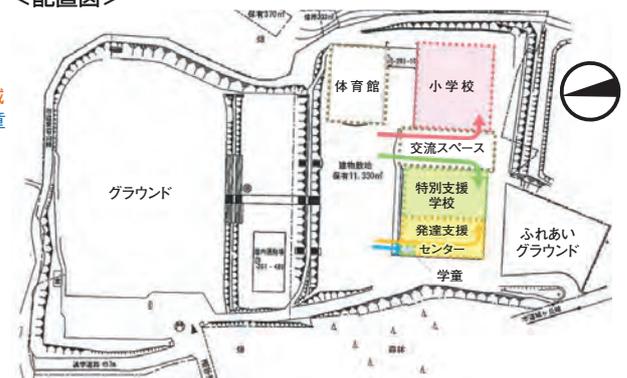
- ・ 小学校と特別支援学校は交流スペースを挟んで配置されている。
- ・ 両学校で共有する特別教室は、どちらからでも利用しやすい場所に配置。
- ・ 発達支援センター・学童保育の入口は、両校の児童生徒の出入口と別に設けられているが、施設内では一体的に利用することが可能。

### <立面図>



凡例	色	線	説明
	赤	→	小学校
	緑	→	特別支援学校
	青	→	学童
	黄	→	発達支援センター
	白	→	共有スペース

### <配置図>



## 平面計画上の特徴



### 共生と交流

学校施設は全て共有となっており、同じ施設で両校の児童・生徒・職員が共に生活し学び合う施設として、ソフト・ハード両面での対応が見られる。

<ハード面>

○交流スペースの確保

ふれあい広場を中心に、日常的に両校の児童生徒が顔を合わせ、声を掛け合える空間や動線が考えられている。

○建物のバリアフリー化

段差解消、エレベーター設置、多目的トイレ、2段手すり、スロープ付きのプール等

<ソフト面>

○日常的な交流、授業での交流、行事での交流を、両校の年間計画に位置付けている。

○各施設の教職員間でも合同職員会議や研修会の開催を通じて、担当者の負担軽減や専門性の向上を目指している。

➡学校での交流を通して、障害の有無にかかわらず、共に支え合って生活できる人間性が育つ



障がい者にも使いやすいスロープ付きの屋上プール



児童生徒の成長に配慮したユニバーサルデザインによる2段手すりを整備

### 特別支援教育の核

- ・特別支援学校、発達支援センター、通級指導教室が併設され、乳幼児から義務教育段階の子供たちまで、継ぎ目のない福祉的支援と教育機会の提供が可能。
- ・施設の管理は各施設で行っているが、同一建物であることで、設備の相互活用や、施設間の連携体制が取りやすい。



プレイルーム（写真左）や個別指導室（写真右）等、相談、訓練、研修、家族支援のための設備が整っている。

➡3施設が一つの建物・学舎にあるという環境を活かした密な連携体制により、質の高い支援が可能になる

### 整備の経緯

- ・十日町市では、PTAを中心に、特別支援学校や発達支援センターといった、共生教育環境を整えた学校の整備に向けた取組（『夢の学校づくり運動』）を15年以上かけて行った。
- ・実現に当たっては、施設整備だけでなく、当時の県立養護学校分校に代わる市立の特別支援学校を設置するなど、ハード・ソフト両面により進めてきた。

### 委員の意見より

- ・両学校間の交流活動は活発に行われている。健常者と障がいのある者が「一緒にいることが当たり前になる」と感じるようになることは一体的な施設でこそ実現できた成果と言える。
- ・バリアフリーの整備が行き届き、施設の違いを超えて児童生徒・教員が自由に行き来し、共生教育が日常的に自然な形で行われており、それが可能になるようにプールや交流空間などが設計されている。

# 新潟県聖籠町 聖籠町立聖籠中学校

## ボランティア団体が地域交流棟を運営し交流活動を展開

- ・ボランティア団体の活動スペースと学校開放を行うスペースからなる地域交流棟を、ボランティア団体が運営
- ・敷地周囲に囲障のない開かれたつくり

- 学校規模／12学級 406名  
(特別支援学級／3学級 16名)
- 複合施設(床面積)／中学校(12,060㎡)  
地域交流棟(2,893㎡)
- 整備時期／平成13年
- 構造／RC造(2階木造)地上2階



ボランティア団体が運営する地域交流棟（写真左側）

### 施設整備に要した期間（構想・計画等から工事まで）

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
構想・計画等	[Red arrow spanning from 8th to 11th year]				
設計		平成9年10月～平成10年10月設計		平成8年度～平成10年度聖籠町統合中学校建設推進委員会 平成9年度～平成11年度聖籠町統合中学校建設委員会	
工事		平成10年6月～平成11年3月用地造成工事 平成11年3月～平成12年12月建設工事 平成12年6月～平成13年3月外構工事			

現地調査

### 施設整備の背景

- ・町内に2校あった中学校の統合に当たり、統合中学校建設推進委員会に町民が積極的に参加した結果、「生涯学習施設としての機能を持ち、地域に開かれた学校」を目指すこととなり、地域交流棟の整備につながった。
- ・文教施設のインテリジェント化に関するパイロットモデル研究事業対象校。

### 管理・運営の体制

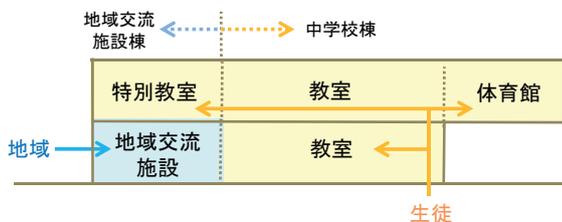
施設	利用時間（平日）				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
中学校	[Blue arrow from 8 to 17]				教育委員会	中学校
地域交流棟	[Blue arrow from 8 to 17]				教育委員会	ボランティア団体
			[Blue arrow from 17 to 22]		教育委員会	町長部局

平日の日中は、ボランティア団体に地域交流棟の管理を委託。

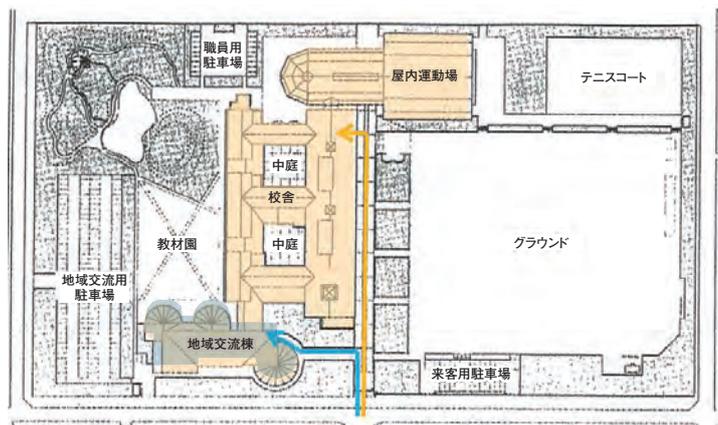
### 施設の配置・動線

- ・地域に開かれた学校を実現するため、学校敷地の周囲に囲障は設けておらず、誰でも気軽に訪れることのできる開かれたつくりとなっている。
- ・地域交流棟専用の入口を設置している。

#### <立面図>



#### <配置図>



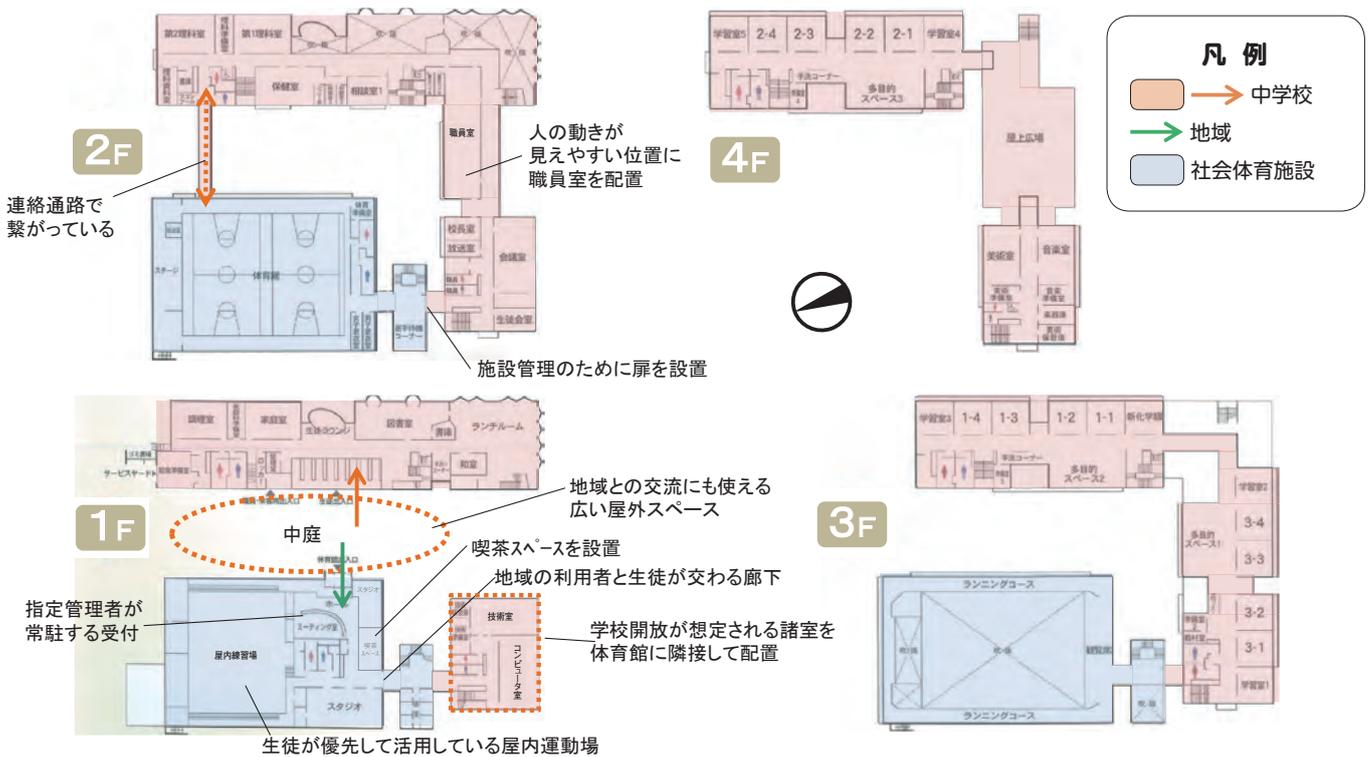
- 凡例
- Orange box with arrow: 中学校
  - Blue arrow: 地域
  - Light blue box: 社会教育施設







## 平面計画上の特徴



### 学校教育活動への効果

- ・ 中学校は、バスケットコートが2面取れる体育館を使えるようになった。
- ・ また、冬期に雪のため外で運動ができない場合も使える屋内練習場が整備された。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの人材が学校のゲストティーチャーとして招かれ、生徒は学校の体育の授業で、ヨガやエアロビクスなどを体験することができる。
- ・ スポーツクラブの人材が、部活動の外部指導者として支援している。部活動の顧問が当該スポーツを得意でないこともあるため、教員や生徒にとっても有益である。
- ・ 従来、活動のなかったサッカー等も、総合型地域スポーツクラブへの参加を部活動に準じた扱いとして認めている。



生徒が優先して活用している屋内練習場

→ 体育館を社会体育施設として整備し、総合型地域スポーツクラブが管理運営することにより、学校の教育活動が活性化

### 指定管理者による管理運営

- ・ 社会体育施設は指定管理者制度により、総合型地域スポーツクラブが運営。
- ・ 光熱水費など施設維持管理費は、指定管理料に含まれている。
- ・ 一方で、主に中学校が利用する体育館アリーナ部分の光熱水費分は市が直接負担。

### 委員の意見より

- ・ 中学校に総合型地域スポーツクラブが同居していることもあり、中学校では設置できなかった部活動の受け皿となっており、社会体育と部活動の共存という視点からも興味のある事例だと感じた。
- ・ 指定管理者である総合型地域スポーツクラブの柔軟性が本計画の成功の鍵を握っていると感じた。

### 地域への効果

- ・ 総合型地域スポーツクラブ「クラブパレット」の拠点ができたことで、活動が活性化した。
- ・ 指定管理者制度の導入により、カフェの設置など、さらなる集客を図っている。
- ・ 市からの管理運営委託料は、総合型地域スポーツクラブの貴重な収益源となっている。
- ・ 学校開放の予約や受付も指定管理者が行うことにより、地域住民は比較的容易に利用できるようになってきている。
- ・ 体育館の整備を1つにできたことにより、市の財政上も効果があった。



指定管理者が常駐する受付



指定管理者が設置した利用者のためのカフェ

### 防犯対策

- ・ 生徒及び住民が混在する敷地へのアプローチは、地域の人と生徒との触れ合いによる防犯上の利点が多いと判断し整備したものの。
- ・ 学校側の玄関は原則施錠。
- ・ 職員室は玄関や生徒と市民の出入りを見渡せる位置に配置。
- ・ 市立体育館と校舎の連結部は、施設管理のために格子状の扉を整備。

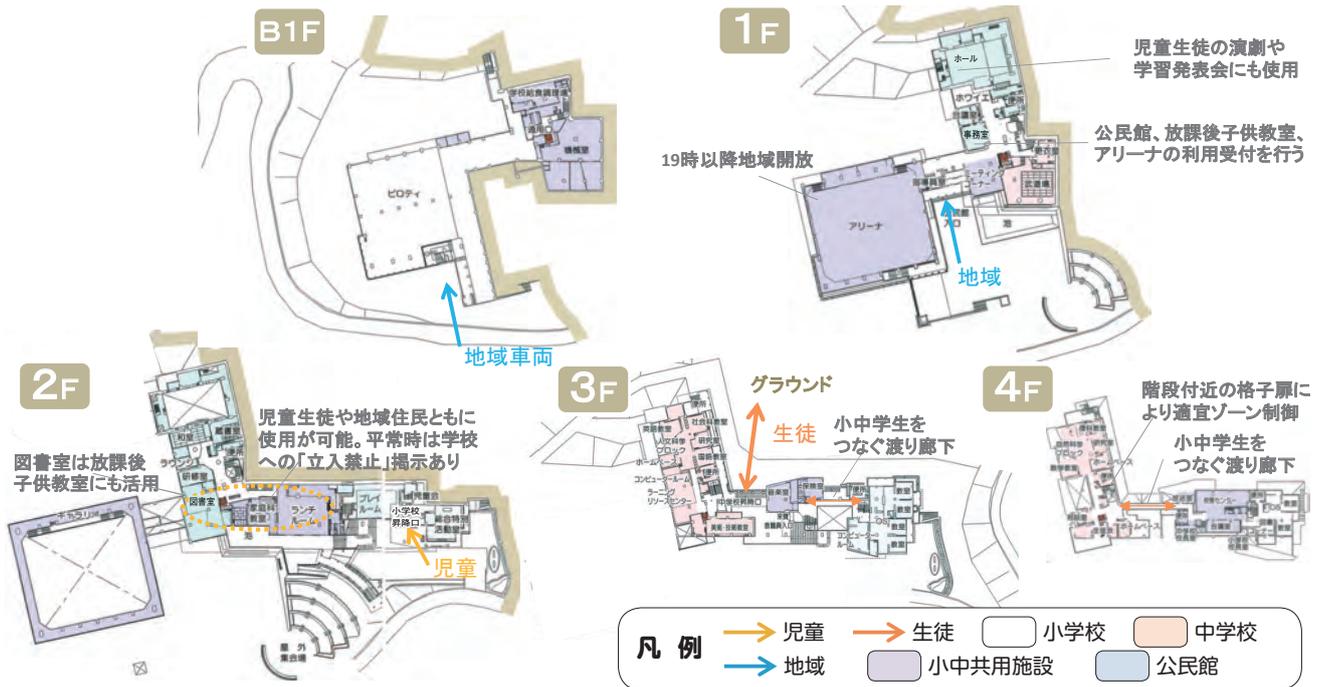


2階の施設管理のための格子状の扉



## 平面計画上の特徴

- ・小中学校共用の家庭科室や和室を、公民館と同じフロアとすることで地域の利用者の使用を容易にしている。
- ・学校と公民館の使用時間に応じ、格子扉等の開閉によりゾーン分けをしている。



## 相互利用・交流活動

- ・公民館では公民館内のホールや和室、図書室の利用受付だけでなく、19時以降の学校開放による体育館の利用や放課後子供教室の受付も行っている。
- ・アークホールは児童生徒の学習発表会や地域内の文化祭、民謡など伝統文化継承活動などに利用されている。
- ・公民館図書室は、児童生徒が授業で活用するだけでなく、放課後子供教室としても活用している。



学校開放等の受付も行う公民館受付



地域のスポーツ大会が開催される学校体育館



ホールにて伝統文化継承活動の一環として、民謡を練習する子供たち (同小HPより)



放課後子供教室にも活用される公民館図書室

➔ 3施設が重複する機能をまとめ、相互利用を想定した計画とすることで、単独の学校、公民館にはない賑わい、活気を創出。

## 防犯面

- ・地域の方々に見守られているという安心感の中で、地域と学校が一緒になって子供たちを育てていくという考えのもと、学習参観や学校行事等に多くの方が参加する状況となっている。
- ・地域の方々も顔見知りであり、今まで不審者侵入などはないが、学校長は、児童生徒の避難方法について特に留意している。



区分管理のための格子状の扉



不審者訓練をする子供たち (同小HPより)

## 委員の意見より

- ・今後、山村留学を積極的に受け入れることにより、当該施設を一層有効に活用できるとよいのではないかと。
- ・穏やかな山村地域であり、互いが顔見知りの関係であることもあって施設の管理運営上の課題が大きいとは感じられないが、不審者の侵入について学校管理者には潜在的な不安がある。このため、防犯訓練も周到に行っている。
- ・小学校、中学校、公民館が一体化し、地域住民が集まりやすく、学校が地域に見守られている環境となっていることは評価できる。